

岸本町・溝口町合併協議会 第15回会議 別添資料

1．報告事項関係資料

報告第1号関係	行政現況調書調整一覧表（一般職の職員の身分の取り扱いについて）・・・・・・・・・・・・・・・・	1
報告第2号関係	行政現況調書調整一覧表（補助金、交付金等の取り扱いについて）・・・・・・・・・・・・・・・・	7
報告第3号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：財政事務の取り扱い）・・・	9
報告第4号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：交通安全事業）・・・・・・・・	11
報告第5号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：同和人権対策事業）・・・	12
報告第6号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：その他）・・・・・・・・・・・	17

2．提案事項関係資料

提案第1号関係	行政現況調書調整一覧表（広域行政の取り扱いについて）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
提案第2号関係	行政現況調書調整一覧表（地方税の取り扱いについて）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
提案第3号関係	行政現況調書調整一覧表（補助金、交付金等の取り扱いについて）・・・・・・・・・・・・・・・・	28
提案第4号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：下水道事業）・・・・・・・・	30
提案第5号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：農林水産事業）・・・・・・・・	32

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表						幹事長専決事項		
専門部会名	総務部会		責任者	岡田賢治		ワーキンググループ名	一般職の職員の身分の取扱い	
合併協定項目	一般職の職員の身分の取扱い		各種事務事業の取扱い			備考		
連番	岸本町	溝口町	課題・問題点			調整方法		
1	<p>職員の研修及び勤務成績の評定に関すること</p> <p>地方公務員法第39条及び第40条の規定により、職員に研修受講の機会を与えること、職員の執務について勤務評定を実施し必要な措置を講ずることを義務付けている。</p>	<p>職員の研修及び勤務成績の評定に関すること</p> <p>地方公務員法第39条及び第40条の規定により、職員に研修受講の機会を与えること、職員の執務について勤務評定を実施し必要な措置を講ずることを義務付けている。</p>	<p>・職員の執務について勤務評定を実施していない。</p>			<p>合併時に一元化する</p> <p>研修については、新町発足後も職員の意識の向上を図るとともに、勤務能率の発揮及び増進にさらなる努力をするものとする。</p> <p>勤務評定については、新町発足後、調査検討するとともに、近々、改正予定の公務員制度改革に併せて実施するものとする。</p>		
2	<p>職員の衛生管理及び福利厚生に関すること</p> <p>職員の健康の確保、福祉制度の充実を図る 衛生管理 ・健康診断の実施 福利厚生 ・鳥取県市町村職員互助会による福祉事業 人間ドック がん検診・婦人検診 ・各スポーツ大会参加 (負担金) 市町村職員共済組合球技大会20,000円(10,000円×2種目) 官公庁野球大会 15,000円 西部地区スポーツ祭典 10,000円 町職域球技大会 10,000円 町野球ナイターリーグ 30,000円</p>	<p>職員の衛生管理及び福利厚生に関すること</p> <p>職員の健康の確保、福祉制度の充実を図る 衛生管理 ・健康診断の実施 福利厚生 ・鳥取県市町村職員互助会による福祉事業 人間ドック がん検診・婦人検診 ・各スポーツ大会参加 (負担金) 市町村職員共済組合球技大会 20,000円(10,000円×2種目)</p>	<p>岸本町は、役場野球部の大会参加に対する負担金がある</p>			<p>合併時に一元化する。 職員の健康診断及び市町村共済組合及び互助会によるスポーツ大会の参加及び福祉事業は現行のまま実施する。</p>		
3	<p>職員研修</p> <p>行政事務遂行のため、職員の資質向上を図る ・派遣研修 鳥取県自治研修所研修への参加 市町村アカデミー研修への参加 電源地域振興センター主催の研修 各種団体の実施する研修への参加 ・庁内研修 新規採用職員研修 同和研修 ・業務内容 研修生の決定、報告 研修旅費及び研修負担金の支払い</p>	<p>職員研修</p> <p>行政事務遂行のため、職員の資質向上を図る ・派遣研修 鳥取県自治研修所研修への参加 市町村アカデミー研修への参加 各種団体の実施する研修への参加 ・庁内研修 新規採用職員研修 同和研修 ・業務内容 研修生の決定、報告 研修旅費及び研修負担金の支払い</p>	<p>研修先に相違がある</p>			<p>合併後に岸本町の例により一元化する</p>		

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表						幹事長専決事項		
専門部会名	総務部会		責任者	岡田賢治		ワーキンググループ名	一般職の職員の身分の取扱い	
合併協定項目	一般職の職員の身分の取扱い		各種事務事業の取扱い			備考		
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点		調整方法	
4	<p>勤務評定</p> <p>地方公務員法第40条の規定により、職員の執務について勤務評定を実施し必要な措置を講ずることを義務付けている。 現在のところ、実施していない。 ただし、職員労働組合がストライキを実施した場合などは、勤務状況報告書を町長へ提出する。</p> <p>取りまとめ担当：総務課長（人事担当課長勤務評定）</p>		<p>勤務評定</p> <p>地方公務員法第40条の規定により、職員の執務について勤務評定を実施し必要な措置を講ずることを義務付けている。 現在のところ、実施していない。 ただし、職員労働組合がストライキを実施した場合などは、勤務状況報告書を町長へ提出する。</p> <p>取りまとめ担当：総務課長（人事担当課長勤務評定）</p>		<p>地方公務員法の規定により実施する必要がある。</p>		<p>現行のとおり新町に引き継ぐ 新町発足後、調査検討するとともに、改正予定の公務員制度改革に併せて実施するよう検討するものとする。</p>	
5	<p>休暇制度</p> <p>休暇制度には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇がある。 年次有給休暇 日数は、20日 1年における年次有給休暇の残日数が20日を越えない職員にあっては当該残日数、越える職員にあっては20日を翌年に繰越すことができる。 病気休暇 期間は次のとおりである。 公務及び通勤による負傷・疾病は、最小限必要と認められる期間。私事によるものは、引き続き90日を越えない範囲内で最小限度必要と認める期間。 特別休暇 期間は、事由により異なる。 資料別紙 選挙の行使、結婚、出産等、特別な事由により勤務しないことが相当である場合の休暇。 介護休暇 期間は、連続する6月の期間内。 要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当である場合の休暇</p>		<p>休暇制度</p> <p>休暇制度には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇がある 年次有給休暇 日数は、20日 1年における年次有給休暇の残日数が20日を越えない職員にあっては当該残日数、越える職員にあっては20日を翌年に繰越すことができる。 病気休暇 期間は次のとおりである。 公務及び通勤による負傷・疾病は、最小限必要と認められる期間。私事によるものは、引き続き90日を越えない範囲内で最小限度必要と認める期間。 特別休暇 期間は、事由により異なる。 資料別紙 選挙の行使、結婚、出産等、特別な事由により勤務しないことが相当である場合の休暇。 介護休暇 期間は、連続する6月の期間内。 要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当である場合の休暇</p>		<p>特別休暇の期間が異なる (別紙のとおり)</p>		<p>合併時に別添「特別休暇の種類」と おり一元化する</p>	

行政現況調書調整一覧表											幹事長専決事項								
専門部会名	総務部会				責任者	岡田賢治		ワーキンググループ名	一般職の職員の身分の取扱い			責任者	岡田安路						
合併協定項目	一般職の職員の身分の取扱い				各種事務事業の取扱い				備考										
連番	岸本町				溝口町				課題・問題点			調整方法							
6	旅費制度 公務のために旅行する職員に対し、旅行に要する費用を支給する				旅費制度 公務のために旅行する職員に対し、旅行に要する費用を支給する				1. 1kmあたりの車賃、日当、職務による取扱いが相違している。 2. 岸本町は、町内出張については、旅費を支給していない。			合併時に一元化する							
	区分	車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)	車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)				宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)	車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
				県外	県内							県外	県内			県外	県内		
	3級以上の職務にある者	16円	2,200円	10,900円	9,800円	2,200円	37円	2,200円				10,900円	9,800円	2,200円	16円	2,200円	10,900円	9,800円	2,200円
	2級以下の職務にある者	16円	2,200円	8,700円	7,800円	1,700円													
	備考 1 片道路程7km未満で、次に掲げる地域に旅行する場合の日当は支給しない。 (1) 岸本町、溝口町(旧溝口地区)、会見町、淀江町(旧大和地区)、日吉津村、米子市(旧五千石地区、尚徳地区、県地区、大高地区、巖地区、春日地区) 2 片道路程7km以上40km未満で、次に掲げる地域に旅行する場合の日当は支給しない。 ただし、その旅行が1日につき5時間以上にわたるときは、定額の2分の1の額を支給する。 (1) 鳥取県 大栄町以西の全市町村 (2) 島根県 松江市、安来市、東出雲町、八雲村、広瀬町、伯太町、八束町、美保関村、島根町 (3) 岡山県 川上村、新庄村 3 鳥取県内(日当を支給しない地域を除く。)及び次に掲げる地域に旅行する場合の日当は、定額の2分の1の額を支給する。 (1) 島根県 大田市、飯石郡以東の全市町村 (2) 広島県 比婆郡 (3) 岡山県 新見市、阿哲郡、真庭郡、苫田郡				備考 1 運賃は、自家用車使用の場合においても公共機関利用の例により支給する。 2 日当は、片道路程50km未満の地域に旅行する場合は支給しない。							1. 町内外を問わず出張は、原則、公用車を利用するものとする。ただし、出先等で公用車の配置されていない機関及び公用車が手配できない場合に限り自家用利用も止むを得ないものとする。 2. 車賃は、1kmあたり16円とし、片道7km未満の自家用車使用の場合は支給しない。 3. 車賃は自家用車使用の場合、車賃の金額で支給する。 4. 日当は、片道50km未満は支給しない。50km以上100km未満の場合は1/2とする。(片道の距離は路程で算出)							

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表						幹事長専決事項	
専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	一般職の職員の身分の取扱い	責任者	岡田安路
合併協定項目	一般職の職員の身分の取扱い		各種事務事業の取扱い		備考		
連番	岸本町	溝口町	課題・問題点		調整方法		
7	<p>表彰制度（一般職） 本町の自治の振興等について貢献した職員を表彰することにより、町の発展を促進する。 （１）町条列表彰 勤続表彰（町条列表彰） 20年勤続した職員に対して、町条列表彰で表彰する 功労表彰 課長職15年以上勤続した職員に対して、町条列表彰で表彰する</p> <p>参考 県町村会功労表彰 25年以上勤続した職員に対して、県町村会 長が表彰する 全国町村会功労表彰 30年以上勤続した職員に対して、全国町村 会長が表彰する</p>	<p>表彰制度（一般職） 本町の自治の振興等について貢献した職員を表彰することにより、町の発展を促進する。 （１）町表彰 功労表彰 町長以下職員で、特に功労が顕著であると認め た者 （25年以上勤続）</p> <p>参考 県町村会功労表彰 25年以上勤続した職員に対して、県町村会 長が表彰する 全国町村会功労表彰 30年以上勤続した職員に対して、全国町村 会長が表彰する</p>	両町での基準が異なる		合併後に検討し、一元化する		
8	<p>被服の貸与</p> <p>事業課等において、庁外での作業を行う職員に作業着を貸与する事業課の職員に対して作業服を夏用1着、冬用1着ずつ貸与している。予算は各課で計上している。</p>	<p>被服の貸与</p> <p>貸与は行っていない</p>	作業服の貸与について、両町で違いがある。		岸本町の例により合併時に一元化する 町指定の作業服を貸与することとする。貸与する職務の範囲、貸与の基準等は、合併後、検討するものとする。		

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表											幹事長専決事項							
専門部会名	総務部会				責任者	岡田賢治		ワーキンググループ名	一般職の職員の身分の取扱い			責任者	岡田安路					
合併協定項目	12一般職の職員の身分の取扱い				各種事務事業の取扱い				備考									
連番	岸本町				溝口町				課題・問題点			調整方法						
9	特殊勤務手当 特殊な勤務に対して支給する				特殊勤務手当 特殊な勤務に対して支給する（現在支給を行っていない）				1. 両町において、手当の種別,支給額が相違している。 2. 両町とも現在支給がないので手当について見直しが必要である。			次の表により、合併時に一元化する。						
	手当の種別	区分	支給額	支給を受ける職員	備考	手当の種別	区分	支給額				支給を受ける職員	備考	手当の種別	区分	支給額	支給を受ける職員	備考
	1 町税事務 従事職員手 当	日額	1,000円	町税滞納処分事務 従事職員		1 町税事務 従事職員手 当	日額	1,000円				町税滞納処 分事務従事 職員		1 町税事務従 事職員手当	日額	1,000円	町税滞納 処分事務 従事職員	
		日額	500円	町税滞納徴収事務 従事職員	1日2 時間を 超えて 従事 したと き		日額	給料月額 × 1 /25 × 50/100 (給料月額の2 0/100以内)				町税滞納徴 収事務従事 職員	1日5 時間を 超えて 従事 したと き		日額	500円	町税滞納 徴収事務 従事職員	1日2 時間を 超えて 従事 したと き
	2 伝染病防 疫作業従事 職員手当	日額	500円	伝染病防疫作業従 事職員		2 伝染病防 疫作業従事 職員手当	1回	100円以内				伝染病防疫 作業従事職 員		2 伝染病防 疫作業従事 職員手当	日額	500円	伝染病防 疫作業従事 職員	
	3 有害農薬 散布作業従 事職員手当	日額	500円	有害農薬散布作業 に直接従事する職 員		3 特殊自動 車運転業務 従事職員手 当	日額	100円以内				特殊自動車 の運転に従 事する職員		3 有害農薬 散布作業従 事職員手当	日額	500円	有害農薬 散布作業 に直接従 事する職 員	
	4 用地取得 等折衝業務 従事職員手 当	日額	500円	特に困難な用地取 得折衝業務に直接 従事する職員		4 行路病人及 び死亡人取扱 従事職員手当	1件	200円以内						4 用地取得 等折衝業務 従事職員手 当	日額	500円	特に困難 な用地取 得折衝業 務に直接 従事する 職員	
	5 公害業務 従事職員手 当	日額	500円	悪臭現場対策作業 に直接従事する職 員		5 水道業務 従事職員手 当	月額	200円以内				塩素取扱作 業に直接従 事する職員		5 公害業務 従事職員手 当	日額	500円	悪臭現場 対策作業 に直接従 事する職 員	
					6 技術指導 従事職員手 当	月額	1500円以内	現地出張によ る技術指導業 務及びその補 助を行う職員		6 行路病人及 び死亡人取扱 従事職員手当	1件	1000円						

特別休暇の種類

種 別	岸本町	溝口町	(県)	調整案
選挙権の行使	必要と認められる期間			必要と認められる期間
証人、鑑定人、参考人としての官公署への出頭	必要と認められる期間			必要と認められる期間
骨髄移植	必要と認められる期間			必要と認められる期間
社会に貢献する活動を行う場合	1年に5日の範囲			1年に5日の範囲
結婚の場合	連続する5日の範囲	1週間以内	1週間以内	1週間以内
妊娠中又は産後1年内の女子職員が受ける検診	妊娠23週まで4週間に1回 24週から35週2週間に1回 36週から出産まで1週間に1回	妊娠7月までは4週間に1回 8月から9月まで1週間に1回 9月から出産まで1週間に1回	妊娠23週まで4週間に1回 24週から35週2週間に1回 36週から出産まで1週間に1回	妊娠23週まで4週間に1回 24週から35週2週間に1回 36週から出産まで1週間に1回
	産後1年まで その間に1回			産後1年まで その間に1回
	上記の規定中、1回の期間は、それぞれで1日の範囲内で必要と認める期間			上記の規定中、1回の期間は、それぞれで1日の範囲内で必要と認める期間
妊娠中の女子職員の通勤が母体又は胎児に影響があると認められる場合	1日につき1時間を越えない範囲			1日につき1時間を越えない範囲
妊娠中の女子職員の業務が母体又は胎児に影響があると認められる場合	必要と認められる期間			必要と認められる期間
妊娠中の女子職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合	2週間を超えない範囲			2週間を超えない範囲
産前休暇	出産予定6週前	出産予定8週前	出産予定8週前	出産予定8週前
出産した場合	産後8週			産後8週
子の授乳等を行う場合	1日2回各30分以内		1日2回各45分以内	1日2回各30分以内
小学校就学に達するまでの子を看護する場合	1年に5日の範囲			1年に5日の範囲
生理日において勤務することが著しく困難である場合	必要と認められる期間			必要と認められる期間
妻の出産の場合	2日	3日	4日	3日
父母・配偶者・子の祭日(法事)の場合	対象:父母 期間:1日	対象:父母・配偶者・子 期間:最小限度必要と認める期間	対象:父母・配偶者・子 期間:最小限度必要と認める期間	対象:父母・配偶者・子 期間:最小限度必要と認める期間
夏季における盆等の諸行事の場合	3日			3日
災害により現住居が滅失・損壊した場合	7日の範囲			7日の範囲
災害により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間			必要と認められる期間
災害により退勤途上危険である場合	必要と認められる期間			必要と認められる期間

専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農林水産事業(畜産)	責任者	谷口 仁志
合併協定項目	18 補助金、交付金の取扱い	各種事務事業の取扱い			備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法		
1	該当なし	<p>三種混合予防接種補助事業</p> <p>【目的】 妊娠牛がアカバネウイルス・アイノウイルス・チュウザンウイルスに感染し、更にその胎児が感染することにより、子牛が奇形となり畜産経営に大きな影響を及ぼすため、事前に予防接種を実施する。</p> <p>【内容】 事業実施主体 鳥取西部農業協同組合 対象牛 町内の雌牛全頭(乳用種含む) 補助率等 予防接種経費の1/2 接種の回数 年1回(ただし初めての牛は年2回) 費用 1頭(回)当り1,314円(薬品の価格によって変動) 平成15年度実績 対象延べ頭数 294頭×1,314円=386,316円 町補助金 193,158円 この事業は、日野郡4町全て実施している。</p>		溝口町のみ事業を実施している。	溝口町の例により新町に引き継ぐ。		
2	該当なし	<p>子牛生産互助会補助事業</p> <p>【目的】 畜産経営の安定を図るため、繁殖経営農家が生産した子牛が病死等により損害を被った場合に備えて、農家相互で救済し合う互助会を結成している。 この事業では、互助会の掛金の一部を助成し、加入促進を図る。</p> <p>【内容】 事業実施主体 鳥取西部農業協同組合 互助会掛金 1頭当り 6,000円 補助金の額等 1頭当り 1,000円(農協も同様に1,000円補助) 給付要件 胎齢240日以上の死亡100,000円 胎齢180日以上240日未満50,000円 平成15年度実績 加入頭数 39頭 補助金 39,000円 死亡牛 6頭(胎齢240日以上 4頭 240日未満 2頭) 給付金 500,000円 この事業は、日野郡4町全て実施している。</p>		溝口町のみ事業を実施している。	溝口町の例により新町に引き継ぐ。		
3	該当なし	<p>繁殖子牛導入自家保留補助事業</p> <p>【目的】 能力の高い優秀な雌牛を増頭するためには、県外の優良な雌牛の導入の他、町内で生産された優良な雌牛を繁殖用に保留していくことが必要である。 しかし、子牛をセリにより売買せず残すことは、繁殖経営を圧迫するため、自家保留により増頭に踏み切れない事情がある。 この事業では、意欲ある繁殖農家の増頭を支援するため、自家保留された雌牛について助成するものです。</p> <p>【内容】 事業実施主体 鳥取西部農業協同組合 対象牛 繁殖用雌牛として自家保留された雌牛 補助金の額 1頭当り15,000円 平成15年度実績10頭×15,000円=150,000円 この事業は、日野郡4町全て実施している。</p>		溝口町のみ事業を実施している。	溝口町の例により新町に引き継ぐ。		

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項	
専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農林水産事業(畜産)	責任者	谷口 仁志	
合併協定項目	18 補助金、交付金の取扱い	各種事務事業の取扱い			備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法		
4	該当なし	<p>優良雌牛家畜導入事業</p> <p>【目的】 全国平均を大きく下回る子牛価格を上げるためには、優秀な雌牛に優秀な種を掛け合わせることが最良な方策である。 この事業では、優秀な雌牛群の基盤を拡大するため優秀な雌牛購入費を助成するものです。</p> <p>【内容】 事業実施主体 鳥取西部農業協同組合 町補助金 購入金額の20%(上限10万円) 平成14年度実績 導入頭数 22頭 補助金の額 2,167,000円 平成15年度実績 導入頭数 17頭 補助金の額 1,697,000円 この事業は、日野郡4町全て実施している。</p>		<p>・溝口町のみ事業を実施している。 ・鳥取県の子牛価格は、全国的に最低レベルある。そこで、日野郡4町では、購買者が希望する高価格子牛の生産を図るには優秀な雌牛の整備による基盤改革が必要であると協議し、この事業を実施しており、西伯郡の町村では3町が実施している。</p>		溝口町の例により新町に引き継ぐ。		

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項	
専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	補助金、交付金の取扱い	責任者	谷口笑美	
合併協定項目	18補助金、交付金の取扱い	各種事務事業の取扱い			備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法		
5	<p>職員厚生補助金 職員の親睦と福祉の充実を図る。 平成16年度 廃止 平成15年度 補助対象者 町親睦会が企画・運営する職員厚生を目的とした事業に参加する職員 補助対象経費 旅費(町条例に規定する旅費)及び入場料(同種の経費) 補助額 職員1人当たり5,000円</p>	<p>職員厚生補助金 町職員の厚生を図る。 職員親和会へ年額600,000円を補助。 溝口町職員親和会の活動に対して補助する。</p> <p>主な活動内容 研修事業、厚生事業、交通安全研修など</p>		<p>1. 同様の組織が2町ともあるが、組織の活動及び補助金の出し方が異なっている。 2. 岸本町では平成16年度から補助金を廃止</p>		合併後に検討する (合併後結成された新組織の活動により検討する。)		
6	<p>職員通信講座研修補助金 職員の自己啓発を図る。 自治研の通信講座が補助対象であり、受講料の1/2を補助する。</p>	溝口町においては実施していない。		溝口町では実施していない。		岸本町の例により合併時に一元化する		

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項	
専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	財政事務の取扱い		責任者	岡本健司
合併協定項目	25各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	1財政事務		備考		
連番	岸本町	溝口町	課題・問題点			調整方法		
1	<p>歳入歳出予算の編成及び経理に関すること</p> <p>予算の編成にあたっては、法令の定めるところにより従い、且つ、合理的な基準により経費を算定し、予算に計上しなければならない。予算の執行にあたっては、目的を達成するための必要かつ最小限度をこえて支出してはならない。 (地財法第3条、第4条)</p> <p>予算編成 編成日程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初 予算編成方針及び予算要求説明会：11月中～下旬 要求切：12月下旬（各部落補助事業に係るもの1月20日頃） 要求聞取り：1月上旬～中旬 総務課長査定作業：1月中旬～下旬 町長査定：2月上旬 (町長査定は、助役、教育長が加わる。) ・補正 要求切：補正議案提出の6週間程度前 要求聞取り：要求書提出後2～3日間程度 総務課長査定作業：聞取り後2～3日間程度 町長査定：議案説明の全員協議会（本議会の1週間前）の10日程度前 <p>予算執行 予算執行については、財務規則又は別途通知の運用方針による 決裁については、電子決裁 決裁権者は、専決規程による。</p>	<p>歳入歳出予算の編成及び経理に関すること</p> <p>予算の編成にあたっては、法令の定めるところにより従い、且つ、合理的な基準により経費を算定し、予算に計上しなければならない。予算の執行にあたっては、目的を達成するための必要かつ最小限度をこえて支出してはならない。 (地財法第3条、第5条)</p> <p>予算編成 編成日程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初 予算編成方針及び予算要求説明会：12月中～下旬 要求切：1月中旬 要求聞取り：1月中旬 総務課長査定作業：1月下旬 助役査定：2月上旬 町長査定：2月上旬 ・補正 要求切：補正議案提出の4週間程度前 要求聞取り：要求書提出後2～3日間程度 総務課長査定作業：聞取り後2～3日間程度 町長査定：議案説明の全員協議会（本議会の1週間前）の一週間程度前 <p>予算執行 予算執行については、財務規則又は別途通知の運用方針による 決裁権者は、専決規程による。</p>	<p>予算要求切が約3週間程度ずれている。 総務課長以上の査定方法が違う。 決裁の方法が違う。 専決の範囲が違う。</p>	<p>合併後、新たに定める</p>				

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							幹事長専決事項	
専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	財政事務の取扱い	責任者	岡本健司	
合併協定項目	25各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	1財政事務	備考				
連番	岸本町	溝口町	課題・問題点		調整方法			
2	<p>財政計画に関すること</p> <p>中・長期的な財政見通しを立てることにより、町行政の施策をより効果的、効率的に展開し、長期展望に立った健全な財政運営を図る。</p> <p>策定時期 町の総合計画策定に合わせて策定 現計画の期間 平成13年度～平成17年度 策定の方法 各課が計画期間中の歳入、歳出の計画書を提出する。それに基づき各年度毎の実施計画を作成する。 計画期間中の各年度毎の予算は、この計画により予算編成する。</p> <p>留意点 経済の低迷により、国、地方の税収が落ち込んでおり、さらに国の三位一体の改革により、弱小地方公共団体の主財源である地方交付税が削減されてきている。現在推進している下水道事業等の町債の償還も本格的に始まり、一般財源の減少と公債費の増大が確実に見込まれる。通常の需用費等の経常経費の削減だけでは、これらの財政難に対応するのが難しい状態が予想され、大胆な行財政改革による簡素で効率的な行財政システムの構築により、健全な財政運営の基礎づくりが必要である。</p>	<p>財政計画に関すること</p> <p>中・長期的な財政見通しを立てることにより、町行政の施策をより効果的、効率的に展開し、長期展望に立った健全な財政運営を図る。</p> <p>策定時期 町の総合計画・過疎計画策定に合わせて策定 現計画の期間 総合計画 平成13年度～平成17年度 過疎計画 平成12年度～平成16年度 策定の方法 各課より、計画期間中の歳入、歳出の事業計画書提出させ、それを集計し、各年度毎の実施計画を作成計画期間中の各年度毎の予算は、この計画により、予算編成する。</p> <p>留意点 国の三位一体の改革（補助金削減、財源移譲、交付税改革）により、地方自治体を取巻く環境はめまぐるしく変化を続け、今後の財源確保は非常に厳しい状況である。今後の地方自治体は、地方分権の時代に対応する簡素な行政、質の高いサービスを住民に提供できるよう財政計画を策定し、これに基づく財政運営が必要である。</p>	<p>課題1 国の地方財政計画及び県の市町村財政対策に機敏かつ柔軟に対処できる余力を蓄える必要がある。</p> <p>課題2 過疎計画の策定について、平成16年度で前期計画が終了し、平成17年度から平成21年度までが後期計画となる。県から示されたスケジュールでは、平成16年7月から計画策定をおこない、平成17年1月事前協議（前期分も含む）、平成17年3月新町議会で議決予定（前期分も含む）であり、新町建設計画等との調整が必要である。</p>	<p>合併後に新たに定めるものとする。</p> <p>1 財政計画については、新町発足後の総合計画策定時に作成する。</p> <p>2 過疎計画については、新町建設計画の計画に沿って作成する。</p>				

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表						幹事長専決事項		
専門部会名	企画部会		責任者	杉原 良仁		ワーキンググループ名	交通安全事業	
合併協定項目			各種事務事業の取扱い		25-12交通安全事業		備考	
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点		調整方法	
1	<p>交通災害共済取り扱い事務 全労災から町へ交通災害加入取りまとめ手数料が支払われる。この手数料の2分の1を町は区長協議会に手数料として支払っている。 全労災取りまとめ手数料：1口あたり100円 （全労災から町へ支払） 区長協議会手数料：全労災取りまとめ手数料の2分の1 交通災害共済取りまとめ時期：6月 交通災害加入期間：7月1日～6月30日 加入金徴収方法：各集落の区長に依頼</p>		<p>交通災害共済取り扱い事務 全労災から町へ交通災害加入取りまとめに対し補助金が支払われる。 全労災取りまとめ手数料：1口あたり100円 （全労災から町へ支払） 区長協議会手数料：制度なし 交通災害共済取りまとめ時期：3月 交通災害加入期間：4月1日～3月31日 加入金徴収方法：各集落の部落代表者に依頼</p>		<p>加入期間が異なるため調整が必要 岸本町の加入期間：7月1日～6月30日 溝口町の加入期間：4月1日～3月31日</p> <p>取りまとめ手数料の取扱いが異なるため調整が必要（全労災より1口につき、100円の取りまとめ手数料が支払われる）</p> <p>岸本町の取扱い：町一般財源（1/2） 区長協議会（1/2） 溝口町の取扱い：全額町一般財源</p>		<p>合併後に一元化を図るものとする。</p> <p>加入期間については、合併後早期に一元化する。 取り扱い手数料については、区長協議会及び部落代表者会の取扱いが決定後に一元化を図る。</p>	

専門部会名	住民環境部会		責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	同和人権対策事業		責任者	西村裕生																																																					
合併協定項目			各種事務事業の取扱い	25-28 同和人権対策事業			備考																																																							
連番	岸本町		溝口町			課題・問題点	調整方法																																																							
1	該当事業なし		<p>あらゆる差別をなくする総合計画 同和問題の早期解決に向け、あらゆる差別をなくする総合計画を策定し、これに基づいて事業を推進する。町条例に基づき策定した計画。(平成12年3月策定) 今後の同和問題をはじめ人権行政の基本方向を定めたもので、全ての町民の基本的な人権を保障するための総合的基本計画として策定した。</p> <p>主な項目 ・人権擁護の確立 ・町民への啓発活動 ・同和教育の推進 ・職業の安定 ・福祉の増進 ・産業の振興 ・生活環境の改善</p>			<p>・溝口町は総合計画策定済、実施計画未策定 ・岸本町は総合計画・実施計画とも未策定 ・新町としての総合計画(溝口町計画の見直しを含めて)及び実施計画が必要</p>		<p>合併後速やかに溝口町の例をもとに新たに定めるものとする。</p>																																																						
2	該当事業なし		<p>児童館事業 児童福祉法に基づき児童の健全育成を図るため三部児童館の適正な管理運営を行う。 児童に健全な遊びを与え、その健康を増進するとともに子供会等の育成を行い、児童の健全育成事業を行う。</p> <p>児童館事業概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>主題</th> <th>ねらい</th> <th>行事内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>仲間づくり</td> <td>異年齢の仲間</td> <td>歓迎会、安全教室、クッキング</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>家庭教育1</td> <td>子供の環境</td> <td>親子学習、工作教室、読書会</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>家庭教育2</td> <td>家庭の役割</td> <td>クッキング、工作教室</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>力を合わせて</td> <td>体験学習</td> <td>クリーン活動、安全点検、映画会</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>夏休みの暮らし</td> <td>地域行事参加</td> <td>盆踊り大会、海水浴、宿泊研修</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>心と健康</td> <td>スポーツを通して</td> <td>運動会、Gゴルフ大会</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>家庭教育3</td> <td>高齢者に学ぶ</td> <td>家の手伝い、収穫祭</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>親子のふれあい</td> <td>親子学習会</td> <td>バス遠足、読書会、読み聞かせ</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>生活と暮らし</td> <td>自分でできる仕事</td> <td>クリスマス会、映画会、大掃除</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>昔の遊び</td> <td>伝統行事に学ぶ</td> <td>昔の遊び、初釜、クッキング</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>文化祭</td> <td>地域のふれあい</td> <td>解放文化祭、ソリ大会</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>まとめ</td> <td>反省と課題</td> <td>卒業生を送る会、映画会、読書会</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他：三町(溝口・会見・江府)交流学習会、地区進出学習会</p>				主題	ねらい	行事内容	4月	仲間づくり	異年齢の仲間	歓迎会、安全教室、クッキング	5月	家庭教育1	子供の環境	親子学習、工作教室、読書会	6月	家庭教育2	家庭の役割	クッキング、工作教室	7月	力を合わせて	体験学習	クリーン活動、安全点検、映画会	8月	夏休みの暮らし	地域行事参加	盆踊り大会、海水浴、宿泊研修	9月	心と健康	スポーツを通して	運動会、Gゴルフ大会	10月	家庭教育3	高齢者に学ぶ	家の手伝い、収穫祭	11月	親子のふれあい	親子学習会	バス遠足、読書会、読み聞かせ	12月	生活と暮らし	自分でできる仕事	クリスマス会、映画会、大掃除	1月	昔の遊び	伝統行事に学ぶ	昔の遊び、初釜、クッキング	2月	文化祭	地域のふれあい	解放文化祭、ソリ大会	3月	まとめ	反省と課題	卒業生を送る会、映画会、読書会	<p>・溝口町は、隣保館と児童館を複合施設として設置。主に地区内を中心に(地区を対象として)児童館活動を展開している。 ・現在も全町対象とした学習会等を行っているが、15年度の改修を機に全町的な事業をより実施していきたい。 しかしながら、地区に児童館は必要ではあるので、引き続き児童館活動の進展を図っていく必要がある。</p>		<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>		
	主題	ねらい	行事内容																																																											
4月	仲間づくり	異年齢の仲間	歓迎会、安全教室、クッキング																																																											
5月	家庭教育1	子供の環境	親子学習、工作教室、読書会																																																											
6月	家庭教育2	家庭の役割	クッキング、工作教室																																																											
7月	力を合わせて	体験学習	クリーン活動、安全点検、映画会																																																											
8月	夏休みの暮らし	地域行事参加	盆踊り大会、海水浴、宿泊研修																																																											
9月	心と健康	スポーツを通して	運動会、Gゴルフ大会																																																											
10月	家庭教育3	高齢者に学ぶ	家の手伝い、収穫祭																																																											
11月	親子のふれあい	親子学習会	バス遠足、読書会、読み聞かせ																																																											
12月	生活と暮らし	自分でできる仕事	クリスマス会、映画会、大掃除																																																											
1月	昔の遊び	伝統行事に学ぶ	昔の遊び、初釜、クッキング																																																											
2月	文化祭	地域のふれあい	解放文化祭、ソリ大会																																																											
3月	まとめ	反省と課題	卒業生を送る会、映画会、読書会																																																											
3			<p>住宅管理事業 町営住宅(同和向)の管理運営 町営住宅(昭和52・55年度建築)戸数17戸 入居12戸</p>			<p>・築後25年以上を経過し、耐用年数も限界に近づいており、老朽化が進んでいる。 ・このままだと、修繕等の維持管理費が増大してくる。 ・建て替えについて検討を要する。</p>		<p>当面現行どおりとし、合併後に検討するものとする。</p>																																																						

専門部会名	住民環境部会		責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	同和人権対策事業		責任者	西村裕生
合併協定項目			各種事務事業の取扱い	25-28 同和人権対策事業			備考		
連番	岸本町	溝口町	課題・問題点			調整方法			
4	<p>人権教育推進員 人権問題の学習機会の拡充、学習内容の充実等社会教育活動の一層の推進を図ることを目的とする。</p> <p>人権教育推進員の活動に対する報酬の支払い 月額172,500円 (岸本町特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例)</p> <p>服务内容等 委嘱 岸本町教育委員会 任期 委嘱の日から1年以内。再任可。 職務 人権問題の学習活動についての指導、学習相談及び社会教育関係団体の育成等を行う。 服務 非常勤。勤務時間は週30時間程度。 (岸本町人権教育推進員の設置及び運営に関する規則)</p>	<p>人権教育推進員 人権問題の学習機会の拡充、学習内容の充実等社会教育活動の一層の推進を図ることを目的とする。</p> <p>人権教育推進員の活動に対する報酬の支払い 月額172,500円 (溝口町特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例)</p> <p>服务内容等 委嘱 溝口町教育委員会 任期 委嘱の日から1年以内。再任可。 職務 人権問題の学習活動についての指導、学習相談及び社会教育関係団体の育成等を行う。 服務 非常勤。勤務時間は週30時間程度。 (溝口町人権教育推進員の設置及び運営に関する規則)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国の補助制度はH15年度で終了。H16・17年度のみ単県補助(1/3)で継続。その後については未定。 ・新町で設置するかどうか要検討。設置する場合、何人が適当か。 ・事務レベルでは、単町でも最低1人は必要と考える。 	<p>合併後に一元化を図るものとする。 (合併が年度中途の場合は、当該年度は現行のとおりとし、翌年度から一元化する。)</p>					
5	<p>人権教育推進市町村補助事業 人権・同和問題啓発に関する、地域住民参加型学習会、講演会の開催など、住民に同和地区の有無に関わらず人権意識を定着させることを目的とする。</p> <p>人権標語募集 ・小中学校の児童生徒に人権啓発標語の募集を行い、優秀作品を鉛筆に印刷し、小中学校の児童生徒・事業所等に配布し、人権意識を高める。 岸本町人権・同和教育町民大会の開催(講演会、生徒発表会、意見交換会等) 小地域懇談会の開催 ・成人男女を対象とし、身の周りの人権問題や部落差別問題を考える懇談会を集落単位で開催する。 同和問題啓発ビデオ視聴、グループ討議など。</p>	<p>人権教育推進市町村補助事業 人権・同和問題啓発に関する、地域住民参加型学習会、講演会の開催など、住民に人権意識を定着させることを目的とする。</p> <p>人権標語募集とカレンダー作成配布 溝口町人権・同和問題実践研究交流会の開催(講演会、実践発表会) やさしい人権学習講座の開催(年間10回) 人権講演会の開催 明るいまちづくり懇談会の開催 ・成人男女を対象とし、身の周りの人権問題や部落差別問題を考える懇談会を集落単位で開催する。 同和問題啓発ビデオ視聴、グループ討議など。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には、県の補助制度利用した事業である。 ・事業の内容については、新町の担当課で企画・立案していくべき事柄である。 ・県の補助は平成15年度で完了する。16年度は町単独事業として実施予定であり、以後も継続実施することが望ましい。 	<p>合併後に一元化を図るものとする。 (合併が年度中途の場合は現行のとおりとし、平成17年度から一元する。)</p>					
6	該当事業なし	<p>地域改善対策事業 同和地区の環境改善に向け、国・県の同和対策事業以外で、かつ、他の国・県事業の対象にならない事業を単町で実施する。 部落から要望のあった事業を対象とする。 地域内環境改善工事等 平成14年度実施事業 墓地水路暗渠排水修繕工事 平成15年度実施事業 墓地水路暗渠排水敷設工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法切れ後の対策として、少額でも必要。国・県の各種補助事業の対象とならないものなどに対応。 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>					

専門部会名	住民環境部会	責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	同和人権対策事業	責任者	西村裕生
合併協定項目	各種事務事業の取扱い		25-28 同和人権対策事業		備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法	
7	<p>人権相談等事業</p> <p>人権相談所等開設 毎週火曜日に相談所を開設(中央公民館で開催) ・第2火曜は人権相談、第4火曜は行政相談、他は心配ごと相談 人権週間中に特設人権相談所開設</p> <p>・各種研修会、担当課長会等出席旅費 15千円 ・消耗品費 5千円 ・食糧費(特設相談日昼食代) 3千円</p>	<p>人権相談等事業</p> <p>人権相談・行政相談所開設 人権・行政相談事業：相談所開設(中央公民館で開催) (毎月25日に設置)</p> <p>・消耗品費 47,000円(人権啓発グッズ等) ・食糧費 37,000円(相談員昼食代)</p>		<p>・人権相談は法務局からの委託事業として実施。</p> <p>・行政相談事業は、行政監察局からの委託事業。</p> <p>・相談所の開設場所等については、合併後に検討。</p> <p>・啓発事業等は新町として新たに企画立案する事項。特に調整を必要とする項目なし。</p>		<p>当面現行のとおりとし、合併後早期に一元化を図る。</p>	

児童館事業

◎ 職員体制

- 館長 1 (隣保館長と兼務・嘱託職員)
- 児童厚生員 1 (非常勤職員 月16日以内勤務)
 - ・賃金：@6,450円×16日×12月=1,238,400円
 - ・賞与(年間15日分) 96,750円
 - ・その他(雇用保険等) 29,000円

◎ 地区進出学習会

- 目的：趣旨同和地区の教育力向上と差別に負けない力をつけるため、学習習慣を養い社会的立場の自覚を深め、たくましさ・実践力等を身に付けることを目的とする。
- 開催日：4月中旬から3月初旬まで毎週1回開催
- 講師：講師は溝口中、二部小教員
- 参加者：小学生：25～30人 中学生 15～20人
(平成8年度からは対象を地区外にも拡大)
- 主な支出：講師謝金、講師車借上料、教材、事務用品
 - ・謝金 小：3,300円×3人×45回=445,500円
 - 中：3,800円×3人×45回=513,000円
- その他：16年度から、予算のみ隣保館運営費補助金(補助率 3/4)を財源とする。

◎ 各種事業

- 各種教室のうち、通常事業は基本的には講師謝金なし。館職員とボランティア(親)等でほとんど実施。解放文化祭、親子学習会、夏休みお楽しみ会等のときのみ外部講師を依頼。
 - ・講師謝金 @5,000円
 - ・その他の支出は、教材関係・交流会の際のバス代・事務用品等。
- 平成15年度からは、読み聞かせ教室・親子食事セミナーを県の補助事業(補助率 2/3)で実施。

○ 14年度決算額

費目	金額	摘要
労働災害保険料	9,000	職員労災保険料
雇用保険料	20,000	職員雇用保険料
賃金	1,335,150	職員賃金
報償費	1,059,000	地区進出学習会 958,500 解放文化祭等講師 100,500
旅費	52,320	普通旅費
消耗品費	167,719	地区進出学習会、各種教室等教材・事務用品等
燃料費	41,383	灯油代
食糧費	75,695	交流学習会、3年生を送る会等茶菓・食事代
印刷製本費	78,225	写真代、文集印刷代
賄材料費	1,960	料理教室等材料
損害保険料	18,000	児童安全共済掛金
自動車借上料	344,000	地区進出学習会講師車借上料 162,000 交流学習会バス代 182,000
負担金	10,000	県児童館連絡協議会
計	3,212,452	

溝口町地域環境改善事業実施要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、溝口町部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例（平成6年溝口町条例第26号）に基づき、同和地区内の環境の改善措置を講じるための事業（以下「地域環境改善事業」という。）を行うことにより、明るく住みよい地域社会の実現に資することを目的とする。

（対象事業）

第2条 地域環境改善事業の対象とする事業は、地区住民からの申請に基づくもので次の各号に該当する事業とする。

- （1）前条の目的に該当すると町長が認めたもの
- （2）公共性があると町長が認めたもの
- （3）国、県、町の補助事業及び単独事業の対象とならないもの

（事業費）

第3条 地域環境改善事業は、予算に定める範囲内で行うものとする。

（費用負担）

第4条 地域環境改善事業に要する経費は全て町の負担とする。

附 則

この要綱は、平成16年 月 日から施行する。

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表										幹事長専決事項		
専門部会名	総務部会			責任者	岡田賢治		ワーキンググループ名	財産の取扱い			責任者	若林 成人
合併協定項目	25各種事務事業の取扱い			各種事務事業の取扱い		42その他(財産の取扱い)			備考			
連番	岸 本 町			溝 口 町				課題・問題点			調整方法	
1	公印の管守及び種類に関すること 公印の管理 公印の保管者は、これを厳正に取り扱い、使用しないときは堅固な容器に収めて錠を施して管理する 他所において書類を作成し、即時提出する場合等公印の持出が必要な場合には、「公印持出使用簿」に記入し副印を使用する。 公印の種類			公印の管守及び種類に関すること 公印の管理 公印の保管者は、これを厳正に取り扱い、使用しないときは堅固な容器に収めて錠を施して管理する 他所において書類を作成し、即時提出する場合等公印の持出が必要な場合には、「携帯公印使用簿」に記入し副印(携帯用)を使用する。 公印の種類				公印の種類が相違しており統一する必要がある ○相違点 岸本町：印鑑証明・住民票等専用がない 溝口町：役場の印・職務代理者の戸籍事務専用印・職務執行者印がない			合併時に一元化を図る 公印の種類については、新町の機構により必要なものを整備する。	
	公印の種類	形状	公印管理者	用途	公印の種類	形状	公印管理者	用途				
	町の印	正方形	総務課長		町の印	正方形	総務課長					
	町役場の印	正方形	総務課長		町長の印	正方形	総務課長					
	町役場の印	だ円形	総務課長	封印	町長の印	正方形	総務課長	携帯用				
	町長の印	正方形	総務課長	副印有り	町長の印	正方形	住民課長	戸籍事務専用				
	町長の印	正方形	住民環境課長	戸籍事務専用	町長の印	正方形	住民課長	印鑑証明、住民票等専用				
	町の印	正方形	住民環境課長	国保専用	町長の印	正方形	福祉保健課長	国保専用				
	町長の印	正方形	税務地籍課長	税務事務専用	町長の印	正方形	住民課長	税務事務専用				
	町長職務代理者の印	正方形	総務課長		町長職務代理者の印	正方形	総務課長					
	町長職務代理者の印	正方形	住民環境課長	戸籍事務専用	助役の印	正方形	総務課長					
	助役の印	正方形	総務課長		収入役の印	正方形	収入役					
	収入役の印	正方形	収入役		課長の印	正方形	総務課長					
	課長の印	正方形	総務課長									
町長職務執行者の印	正方形	総務課長										

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表						協議会提案事項	
専門部会名		責任者		ワーキンググループ名	合併協議会事務局	責任者	齊下正司
合併協定項目	13 広域行政の取り扱い		各種事務事業の取扱い			備考	
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法	
1	該当なし	<p>日野病院組合 地域住民の健康保持に必要な医療と保健の提供を目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 組合の構成 日野町、江府町、溝口町 役員の構成 管理者：1人（日野町長） 副管理者：3人（江府町長、溝口町長、日野町助役） 収入役：1人（日野町収入役） 組合議員：8人（日野町議員5人、江府町議員2人、溝口町議員1人） 監査委員：2人（学識経験者1人、組合議員1人） 組合経費のうち負担金の各町負担割合 (1) 運営費に対する負担割合 日野町89.7%、江府町10.0%、溝口町0.3% 平成15年度溝口町負担額 76千円 (2) 施設設備整備に対する負担割合 日野町80.0%、江府町15.0%、溝口町5.0% 平成15年度溝口町負担額 3,056千円 病院の概要（詳細は別紙資料参照） 職員数：126.4人（常勤104人、非常勤22.4人） 病床数：117床 診療科目数：15科（内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科、リハビリテーション科、皮膚科、婦人科、アレルギー科、精神科、心療内科） 		<ul style="list-style-type: none"> ・新町で加入の場合は、新たに加入の手続きが必要になる。 ・組合を脱退するためには、施設設備整備関係起債の一括償還が必要になる。 		合併時に新たに加入する	

(平成8年3月21日)
(鳥取県指令市振3第1号)

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、日野病院組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、鳥取県日野郡日野町、江府町及び溝口町（以下「関係町」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、医療法（昭和23年法律第205号）に基づき日野病院の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、鳥取県日野郡日野町根雨730番地日野病院内に置く。

第2章 組合の議会の組織及び議員の選挙の方法

(組合の議会)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は8人とする。

2 組合議員は、関係町の議会において関係町の議会の議員の中から、日野町にあっては5人、江府町にあっては2人、溝口町にあっては1人を、それぞれ選挙する。

(組合議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、関係町の議会の議員の当該任期による。

(組合議員の補充)

第7条 組合議員に欠員を生じたときは、当該組合議員の属していた関係町の議会は、直ちに選挙によりこれを補充しなければならない。

第3章 組合の執行機関及び選任の方法

(執行機関の組織)

第8条 組合に管理者1人、副管理者3人及び収入役1人を置く。

2 前項に定めるものを除く外、必要に応じて常勤の副管理者1人を置くことができる。

(執行機関の選任)

第9条 組合の管理者は、日野町長をもってこれに充てる。

2 副管理者は、江府町、溝口町の町長及び日野町助役をもって充て、常勤の副管理者は、管理者が組合の議会の同意を得て選任する。

3 収入役は、日野町収入役をもって充てる。

(常勤の副管理者の任期)

第10条 常勤の副管理者の任期は4年とする。

(監査委員)

第11条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、人格が高潔で地方公共団体の財務管理、事業の経営その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下「識見を有する者」という。）及び組合議員のうちからこれを選任する。この場合において、組合議員のうちから選任する監査委員の数は1人とする。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員の中から選任される者にあつては、組合議員の任期による。

(補助職員)

第12条 組合に管理者の職務を補助するための吏員及びその他の職員（以下「職員」という。）を置き、管理者がこれを任免する。

2 前項の職員の定数は、条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職についてはこの限りではない。

第4章 組合の経費

(組合の経費の支弁方法)

第13条 組合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 事業収入
- (2) 補助金
- (3) 地方債
- (4) 負担金
- (5) その他

2 前項第4号に定める負担金の負担割合は、日野町89.7パーセント、江府町10.0パーセント、溝口町0.3パーセントとする。ただし、施設設備整備のための負担金の負担割合は、日野町80.0パーセント、江府町15.0パーセント、溝口町5.0パーセントとする。

第5章 附則

この規約は鳥取県知事の許可の日から施行する。

平成14年度

日野病院組合病院事業会計決算書

抄本

自 平成14年 4月 1日

至 平成15年 3月 31日

日野病院組合

目 次

1、 決算報告書	(1)
2、 貸借対照表	(3)
3、 損益計算書	(5)
4、 剰余金計算書	(6)
5、 附属書類	
【1】 事業報告書	(7)
【2】 工事	(12)
【3】 業務	(13)
【4】 会計	(15)
【5】 収益費用明細書	(16)
【6】 固定資産等明細書	(18)
【7】 企業債明細書	(19)

平成14年度 日野病院組合病院事業貸借対照表

(平成15年3月31日)

(単位:円)

資産の部

1 固定資産			
(1)有形固定資産			
イ 土地		291,582,478	
ロ 建物	2,912,520,973		
減価償却累計額	<u>△ 467,762,571</u>	2,444,758,402	
ハ 構築物	87,514,430		
減価償却累計額	<u>△ 16,336,981</u>	71,177,449	
ニ 器械備品	601,259,379		
減価償却累計額	<u>△ 249,107,403</u>	352,151,976	
ホ 車両	2,993,517		
減価償却累計額	<u>△ 2,786,058</u>	207,459	
有形固定資産合計			3,159,877,764
(2)無形固定資産			
イ その他無形固定資産		1,260,000	
無形固定資産合計			1,260,000
固定資産合計			<u>3,161,137,764</u>
2 流動資産			
(1)現金・預金		134,045,074	
(2)未収金			
イ 医業未収金	174,752,589		
ロ 医業外未収金	<u>36,051,728</u>	210,804,317	
(3)貯蔵品			
イ 薬品	15,485,367		
ロ 診療材料	<u>0</u>	15,485,367	
(4)その他流動資産		7,037,100	
流動資産合計			<u>367,371,858</u>
3 繰延資産			
(1)退職給与金		104,752,741	
繰延資産合計			104,752,741
資産合計			<u>3,633,262,363</u>

負債の部

3 固定負債			
(1)企業債	54,000,000	<u>54,000,000</u>	54,000,000
固定負債合計			
4 流動負債			
(1)未払金	73,737,057		
(2)その他流動負債	<u>4,186,075</u>	<u>77,923,132</u>	
流動負債合計			<u>77,923,132</u>
負債合計			131,923,132
5 資本金			
(1)自己資本金		454,219,484	
(2)借入資本金			
イ 企業債	<u>2,494,310,063</u>		
借入資本金合計		<u>2,494,310,063</u>	
資本金合計			2,948,529,547
6 剰余金			
(1)資本剰余金			
イ 補助金	574,081,847		
ロ 負担金	<u>84,692,286</u>	<u>658,774,133</u>	
(2)利益剰余金			
イ 前年度未処分利益剰余金			
ロ 減債積立金			
ハ 病院改築積立金			
ニ 退職積立金			
ホ 当年度未処分利益剰余金	<u>△ 105,964,449</u>	<u>△ 105,964,449</u>	
利益剰余金合計			<u>△ 105,964,449</u>
剰余金合計			<u>552,809,684</u>
資本合計			<u>3,501,339,231</u>
負債資本合計			<u>3,633,262,363</u>

平成14年度 日野病院組合病院事業損益計算書

(平成14年4月1日から平成15年3月31日まで)

(消費税抜)(単位:円)

1 医業収益			
(1)入院収益	854,177,134		
(2)外来収益	331,163,020		
(3)その他医業収益	74,680,811	1,260,020,965	
2 介護サービス収益			
(1)介護サービス収益	19,802,529	19,802,529	
3 医業費用			
(1)給与費	851,084,484		
(2)材料費	263,495,686		
(3)経費	92,735,027		
(4)委託費	127,068,993		
(5)減価償却費	150,244,479		
(6)資産減耗費	0		
(7)研究研修費	2,256,085		
(8)本部費	1,833,570	1,488,718,324	
医業利益			△ 208,894,830
4 医業外収益			
(1)受取利息配当金	22,398		
(2)補助金	23,624,053		
(3)負担金交付金	139,589,967		
(4)その他医業外収益	19,546,583	182,783,001	
5 医業外費用			
(1)支払利息及び企業債取扱諸費	46,821,151		
(2)その他医業外費用	33,031,469	79,852,620	102,930,381
経常損失			△ 105,964,449
当年度純損失			△ 105,964,449
前年度繰越利益剰余金			0
当年度未処理欠損金			△ 105,964,449

平成14年度 日野病院組合病院事業剰余金計算書

(平成14年4月1日から平成15年3月31日まで)

(単位:円)

利益剰余金の部

I 減債積立金			
1 前年度未残高	2,000,000		
2 前年度繰入額	0		
3 当年度処分額	2,000,000		
4 当年度未残高	0		0
II 利益積立金			
1 前年度未残高	26,533,361		
2 前年度繰入額	0		
3 当年度処分額	26,533,361		
4 当年度未残高	0		0
積立金合計			0
III 未処分利益剰余金			
(1)前年度未処理欠損金	△ 73,639,208		
(2)前年度欠損金処分額	73,639,208		
(3)当年度純損失	△ 105,964,449	△ 105,964,449	
当年度未処理欠損金			△ 105,964,449

資本剰余金の部

I 資本剰余金			
1 前年度未残高	573,958,000		
2 本年度繰入額	129,921,980		
3 本年度処分額	45,105,847		
4 当年度未残高	658,774,133	658,774,133	
当年度繰越資本剰余金			658,774,133
剰余金合計			552,809,684

6. 業務

(1) 業務量

ア 患者数及び料金収入

(単位:人・円)

区分	患者数		料金収益		
	延数	一日平均	延数	一人一日平均	
入院	本年度	33,371	91.4	854,211,621	25,597
	前年度	32,967	90.3	815,703,372	24,743
	増減	404	1.1	38,508,249	854
	増減率(%)	101.2	101.2	104.7	103.5
外来	本年度	70,443	242.1	331,216,790	4,702
	前年度	76,014	262.1	362,237,642	4,765
	増減	▲5,571	-20.0	▲31,020,852	▲63
	増減率(%)	92.7	92.4	91.4	98.7
介護サービス	本年度	1,614	5.5	19,802,529	12,269
	前年度	1,614	5.5	19,802,529	12,269
	増減	0	0	0	0
	増減率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0
合計	本年度	105,428	288.8	1,205,230,940	11,432
	前年度	108,984	298.6	1,177,941,014	10,809
	増減	▲3,553	-9.7	27,289,926	623.1
	増減率(%)	96.7	96.7	102.3	105.8

(注) 年延実診療日数 入院365日 外来292日

イ 科別患者数

(単位:人)

区分	内科	第一内	第二内	脳内科	外科	整形外	脳外科	第二外	眼科	耳鼻科	泌尿器	皮膚科	婦人科	小児科	精神	訪問看護	訪問診療	合計
延患者数	18,525				4,450	8,259			1,346	17	415			359				33,371
入院1日平均患者数	50.8				12.2	22.6			3.7	0.0	1.1			1.0				91.4
百分比(%)	55.5				13.3	24.7			4.0	0.1	1.2			1.1				100.0
延患者数	19,002	2,154	1,649	4,387	5,878	20,210	445	1,626	6,495	1,639	1,947	1,011	634	3,030	41	1,614	295	72,057
外来1日平均患者数	65.1	22.7	33.0	44.3	20.1	69.2	8.9	22.6	26.8	32.1	40.6	21.1	12.2	12.5	10.3	6.7	1.0	246.8
百分比(%)	26.4	3.0	2.3	6.1	8.2	28.0	0.6	2.3	9.0	2.3	2.7	1.4	0.9	4.2	0.1	2.2	0.4	100.0

ウ 病床利用状況 () 内年間許可病床数

許可病床数 117床 (42,705床)

年延入院患者数 33,371人

病床利用率 78.1%

エ 訪問診療

医師延数 295人 看護師延数 295人 患者延数 295人

オ 訪問看護

看護師延数 1,614人 患者延数 1,614人

カ 訪問リハ

理学療法士延数 164人 患者延数 164人

7. 会計

(1) 企業債及び一時借入金の概況

ア 企業債の概況

(単位:円)

借入先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
鳥取西部農業協同組合	72,000,000	0	18,000,000	54,000,000
財務省	2,571,405,396	0	89,495,333	2,481,910,063
郵政局	0	12,400,000	0	12,400,000
鳥取県	94,000,000	0	94,000,000	0
合計	2,737,405,396	12,400,000	201,495,333	2,548,310,063

イ 一時借入金の概況

(単位:円)

前年度末残高	本年度中における借入残高最高額	本年度末残高
0	0	0

9. 固定資産等明細書

1. 固定資産明細書

7. 有形固定資産 (単位:円)

資産の種類	年度当初 現在高	当年度 増加額	当年度 減少額	年度末 現在高	減価償却累計額			年度末償却 未済高
					当年度増加額	当年度減少額	累計	
土地	291,582,478			291,582,478	0	0	0	291,582,478
建物	2,912,405,473	115,500		2,912,520,973	77,206,236	0	467,762,571	2,444,758,402
構築物	87,103,880	410,550		87,514,430	4,876,457	0	16,336,981	71,177,449
器械備品	586,567,734	14,691,645		601,259,379	67,481,761	0	249,107,403	352,151,976
車両	2,993,517			2,993,517	260,025	0	2,786,058	207,459
合計	3,880,653,082	15,217,695	0	3,895,870,777	149,824,479	0	735,993,013	3,159,877,764

1. 無形固定資産

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減価償却額	年度末現在高
その他無形固定資産	1,680,000		420,000	1,260,000
合計	1,680,000	0	420,000	1,260,000

2. 繰延資産明細書

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度償却額	年度末現在高
退職給与金	48,455,082	65,988,675	9,691,016	104,752,741
合計	48,455,082	65,988,675	9,691,016	104,752,741

10. 企業債明細書

(単位:円)

種類	発行 年月日	発行総額	償還高		未償還高	発行額	利率	償還終期	備考
			当年度償還高	償還累計高					
借入金	平成11年度政府資金 (国民年金資金)	平成11年7月21日	543,500,000	0	8,094,604	535,405,396	—	年2.0%	平成42年3月1日
	平成11年度政府資金 (国民年金資金)	平成12年3月24日	946,400,000	0	0	946,400,000	—	年2.0%	平成42年3月1日
	平成12年度政府資金 (国民年金資金)	平成13年3月26日	366,700,000	89,495,333	89,495,333	277,204,667	—	年1.6%	平成18年3月1日
	平成12年度政府資金 (国民年金資金)	平成13年3月26日	720,500,000	0	0	720,500,000	—	年1.6%	平成43年3月1日
	平成12年度政府資金 (国民年金資金)	平成13年3月26日	2,400,000	0	0	2,400,000	—	年1.6%	平成23年3月1日
	平成14年度郵便貯金資金	平成15年3月31日	12,400,000	0	0	12,400,000	—	年0.2%	平成20年3月31日
計		2,591,900,000	89,495,333	97,589,937	2,494,310,063				

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							協議会提出案件	
専門部会名	税務出納部会	責任者	金田	ワーキンググループ名	地方税の取扱い	責任者	勝部	
合併協定項目	16 地方税の取扱い	各種事務事業の取扱い			備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法			
1	<p>【事務・事業名】同和対策に係る固定資産税減免 該当なし</p>	<p>【事務・事業名】同和対策に係る固定資産税減免 対象地域の住民、出身者が所有する固定資産税を減免することにより、経済の安定を図り、同和問題の早期解決に資することを目的とする。 (適用範囲) ・対象地域の住民及び出身者の土地及び家屋に係る固定資産税を減免する。 (減免額) ・課税標準額の区分により減免する。 < 課税標準額 > < 減免率 > 200万円以下の部分 42.5% 400万円以下の部分 22.5% 700万円以下の部分 12.5% 1,000万円以下の部分 10.0% 1,000万円超は、課税標準額を1,000万円として計算する。 (適用制限) ・町税等を滞納したとき、虚偽の申請があったときは減免しない。</p>		<p>・溝口町のみ減免規定がある。</p>	<p>・合併時に溝口町の例により新たに定めるものとする。</p>			

西部市町村別固定資産税の同和減免の状況

市町村別	固定資産税の同和減免
日南町	課税標準額 減免率 200万以下 42.5% 400万以下 22.5% 700万以下 12.5% 1000万以下10.0% 1,000万以上は1000万と同じ 平成17.3.31までとする。(ただし、以後も継続が見込まれる。)
日野町	課税標準額 減免率 16年分 200万以下45%、1000万以下35%、1000万以上25%
江府町	日南町に同じ
溝口町	日南町に同じ。ただし、期限の設定はない。
西伯町	日南町に同じ
会見町	日南町に同じ
岸本町	なし
日吉津村	なし
淀江町	なし
大山町	日南町に同じ
名和町	日南町に同じ
中山町	日南町に同じ
米子市	日南町に同じ

行政現況調書調整一覧表							協議会提出案件	
専門部会名	企画部会	責任者	杉原 良仁	ワーキンググループ名	交通安全事業	責任者	片平 道也	
合併協定項目	18. 補助金、交付金の取扱い		各種事務事業の取扱い		備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法			
1	交通災害共済補助金 町民が交通事故にあった場合に備え、交通災害共済への加入の促進を行う。 交通災害共済の加入促進を図るため、補助金を交付する。 対象者 : 交通災害共済全加入者 補助金額 : 100円(1人1口に限る) 平成15年度実績 総加入者数 : 1,583人 補助対象者数 : 1,583人 補助金額 : 158,301円	交通災害共済補助金 町民が交通事故にあった場合に備え、交通災害共済への加入の促進を行う。 交通災害共済の加入促進を図るため、補助金を交付する。 対象者 : 70歳以上の高齢者、小・中学生 補助金額 : 500円(1人1口に限る) 平成15年度実績 総加入者数 : 3,247人 補助対象者数 : 1,536人 (高齢者:1,080人、小・中学生:456人) 補助金額 : 727,000円		補助金の対象者・金額が町により異なるため調整が必要。	合併後に一元化を図るものとする。 (共済加入者に対し1口当たり200円の補助を行う。1人1口に限る。新町において新たに共済に加入するときから適用する。)			

行政現況調書調整一覧表							協議会提出案件	
専門部会名	建設水道部会	責任者	小村 恵吾	ワーキンググループ名	上水道事業(事務関係)	責任者	野口 泰彦	
合併協定項目	18 補助金、交付金の取扱い		各種事務事業の取扱い		備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法			
2	営農飲雑用水整備事業補助金 農村総合整備モデル事業として営農飲雑用水整備事業を行った少数世帯の区に対して事業のための借入金の償還金の75%~100%を補助する。 決算額合計(平成14年度決算) 1,854,875円 岸本町水道事業会計 1,097,747円 八郷地区簡易水道特別会計 757,128円 ・100%補助地区 岸本町水道事業会計(坂長H20年度完了・岩屋谷H23年度完了) 八郷地区簡易水道特別会計(大原H20年度完了) ・75%補助地区 (借入金のうち25%は他事業に充当ため75%補助) 岸本町水道事業会計(小町H20年度完了) 補助率100%の地区については13/30、75%の地区については全額他会計より繰入れをおこない、残額については水道収益より支出する。	該当事業なし		岸本町のみが行なっている事業	・現行のとおり新町に引き継ぐものとする。			

岸本町営農飲雑用水整備事業補助金等一覧表

小町環境基盤施設整備(岸本町水道) (単位:円)

年度	未償還元金	元金	利息	計	町補助額
15年度	1,358,809	207,447	47,558	255,005	191,253
16年度	1,151,362	214,708	40,297	255,005	191,253
17年度	936,654	222,223	32,782	255,005	191,253
18年度	714,431	230,000	25,005	255,005	191,253
19年度	484,431	238,050	16,955	255,005	191,253
20年度	246,381	246,381	8,623	255,004	191,253
21年度					
計		1,358,809	171,220	1,530,029	1,147,518

大原環境基盤施設整備(八郷地区簡易水道) (単位:円)

年度	未償還元金	元金	利息	計	町補助額
15年度	4,034,404	615,924	141,204	757,128	757,128
16年度	3,418,480	637,482	119,646	757,128	757,128
17年度	2,780,998	659,794	97,334	757,128	757,128
18年度	2,121,204	682,886	74,242	757,128	757,128
19年度	1,438,318	706,787	50,341	757,128	757,128
20年度	731,531	731,531	25,597	757,128	757,128
21年度					
計		4,034,404	508,364	4,542,768	4,542,768

坂一環境基盤施設整備(岸本町水道) (単位:円)

年度	未償還元金	元金	利息	計	町補助額
15年度	2,591,543	395,646	90,704	486,350	486,350
16年度	2,195,897	409,494	76,856	486,350	486,350
17年度	1,786,403	423,826	62,524	486,350	486,350
18年度	1,362,577	438,660	47,690	486,350	486,350
19年度	923,917	454,013	32,337	486,350	486,350
20年度	469,904	469,904	16,446	486,350	486,350
21年度					
22年度					
23年度					
24年度					
計		2,591,543	326,557	2,918,100	2,918,100

岩屋谷環境基盤施設整備(岸本町水道) (単位:円)

年度	未償還元金	元金	利息	計	町補助額
15年度	3,196,332	308,273	111,871	420,144	420,144
16年度	2,888,059	319,062	101,082	420,144	420,144
17年度	2,568,997	330,230	89,914	420,144	420,144
18年度	2,238,767	341,788	78,356	420,144	420,144
19年度	1,896,979	353,750	66,394	420,144	420,144
20年度	1,543,229	366,131	54,013	420,144	420,144
21年度	1,177,098	378,946	41,198	420,144	420,144
22年度	798,152	392,209	27,935	420,144	420,144
23年度	405,943	405,943	14,201	420,144	420,144
24年度	0				
計		3,196,332	584,964	3,781,296	3,781,296

岸本町水道合計(小町+坂一+岩屋谷) (単位:円)

年度	未償還元金	元金	利息	計	町補助額
15年度	7,146,684	911,366	250,133	1,161,499	1,097,747
16年度	6,235,318	943,264	218,235	1,161,499	1,097,747
17年度	5,292,054	976,279	185,220	1,161,499	1,097,747
18年度	4,315,775	1,010,448	151,051	1,161,499	1,097,747
19年度	3,305,327	1,045,813	115,686	1,161,499	1,097,747
20年度	2,259,514	1,082,416	79,082	1,161,498	1,097,747
21年度	1,177,098	378,946	41,198	420,144	420,144
22年度	798,152	392,209	27,935	420,144	420,144
23年度	405,943	405,943	14,201	420,144	420,144
24年度	0	0	0	0	0
計	0	7,146,684	1,082,741	8,229,425	7,846,914

岸本町合計(岸本町水道+八郷地区簡易水道) (単位:円)

年度	未償還元金	元金	利息	計	町補助額
15年度	11,181,088	1,527,290	391,337	1,918,627	1,854,875
16年度	9,653,798	1,580,746	337,881	1,918,627	1,854,875
17年度	8,073,052	1,636,073	282,554	1,918,627	1,854,875
18年度	6,436,979	1,693,334	225,293	1,918,627	1,854,875
19年度	4,743,645	1,752,600	166,027	1,918,627	1,854,875
20年度	2,991,045	1,813,947	104,679	1,918,626	1,854,875
21年度	1,177,098	378,946	41,198	420,144	420,144
22年度	798,152	392,209	27,935	420,144	420,144
23年度	405,943	405,943	14,201	420,144	420,144
24年度	0	0	0	0	0
計	0	11,181,088	1,591,105	12,772,193	12,389,682

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							協議会提出案件			
専門部会名	建設水道部会		責任者	小村恵吾		ワーキンググループ名	下水道事業(事務関係)		責任者	井本達彦
合併協定項目			各種事務事業の取扱い	25 - 30 下水道事業			備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町			課題・問題点		調整方法		
1	該当事業なし		<p>下水道改修資金貸付金事業 下水道の早期接続を図り、水質向上・下水道会計の健全運営のため、排水設備の改修にかかる資金融資を斡旋する。</p> <p>町は金融機関に資金を預託(無利子)して、その3倍までの融資を斡旋する。</p> <p>預託先金融機関：山陰合同銀行溝口支店 鳥取銀行溝口支店 米子信用金庫溝口支店</p> <p>預託金額：300万円 貸付金額：1件につき上限100万円 利用実績：8件(平成10～平成15年)</p>			溝口町のみが実施している事業。		溝口町の例をもとに合併時に新たに定める		

溝口町下水道排水設備工事資金融資あっ旋要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、溝口町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例(平成9年溝口町条例第20号)第6条及び溝口町下水道条例(平成9年溝口町条例第19号)第4条の規定により排水設備を設置する者に対し、排水設備工事資金(以下「資金」という。)の融資あっ旋することについて必要な事項を定めるものとする。

(融資の方法)

第2条 資金の融資は、当該融資について町と協定した金融機関(以下「金融機関」という。)が行うものとする。

(融資あっ旋を受ける者の資格)

第3条 融資あっ旋を受けることができる者は、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一 第1条に定めるそれぞれの施設の供用が開始された日以後3年以内に排水設備を設置する者
- 二 溝口町内に住所を有し、独立の生計を営んでいる者
- 三 自己資金のみで工事費を負担することが一時的に困難な者
- 四 融資を受けた資金の償還が可能な者
- 五 町税等を滞納していない者
- 六 償還完済時の年齢が75歳未満の者

(融資対象)

第4条 町長の確認を受けた排水設備工事の精算工事費を融資対象とする。

(融資あっ旋の額)

第5条 融資あっ旋の額は、排水設備工事1件につき10万円以上100万円以内とし、1万円単位でその必要額とする。

二 最終返済月から3カ月を経過した未納者があるとき。

- 2 町長は、前項の協議により必要と認めるときは、金融機関に対して損失補償する。
- 3 前項の規定による損失補償の対象となった者は、町に対して債務を負担する。
- 4 前項の債務を負担する者は、町長がそのつど定める方法により返済する。

(報告)

第1条 金融機関は、毎年3月末現在の貸付実績を溝口町下水道排水設備工事資金貸付実績報告書(様式第4号)により、町長に報告しなければならない。

(その他)

第2条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

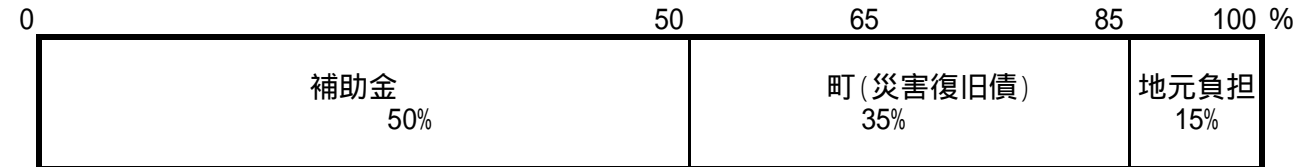
行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表						協議会提案事項																																						
専門部会名	産業経済部会		責任者	梅原 久義		ワーキンググループ名	農林水産業		責任者	田村茂樹																																		
合併協定項目				各種事務事業の取扱い	25-32農林水産業			備考																																				
連番	岸 本 町			溝 口 町			課題・問題点	調整方法																																				
1	農地補助災害復旧事業 災害による被害を復旧し地域住民の生活を守る。 災害で被害を受けた農地（田、畑、わさび田）で、事業費400千円以上の災害について国が査定で認めたものについて50%の補助を行う復旧事業。			農地補助災害復旧事業 災害による被害を復旧し地域住民の生活を守る。 災害で被害を受けた農地（田、畑、わさび田）で、事業費400千円以上の災害について国が査定で認められたものについて85%（国50%、町35%）の補助を行い復旧事業。			受益者負担率が異なる。 岸本町 50% 溝口町 通常 15% 激甚 5% 測量試験費の負担区分が異なる。 岸本町 受益者負担 溝口町 単町費			合併時に溝口町の例により一元化するものとする。ただし、災害復旧事業債を借る場合は、受益者負担は事業費の10%とする。 一元化案																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">補助率</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>受益者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常</td> <td>50.0%</td> <td>50.0%</td> </tr> </tbody> </table>			区分	補助率		国	受益者	通常	50.0%	50.0%	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">補助率</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>町</th> <th>受益者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常</td> <td>50.0%</td> <td>35.0%</td> <td>15.0%</td> </tr> </tbody> </table>			区分	補助率			国	町	受益者	通常	50.0%	35.0%	15.0%	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">補助率</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>町</th> <th>受益者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常</td> <td>50.0%</td> <td>35.0%</td> <td>15.0%</td> </tr> <tr> <td>災害復旧債対象事業</td> <td>50.0%</td> <td>40.0%</td> <td>10.0%</td> </tr> </tbody> </table>				区分	補助率			国	町	受益者	通常	50.0%	35.0%	15.0%	災害復旧債対象事業	50.0%	40.0%	10.0%
区分	補助率																																											
	国	受益者																																										
通常	50.0%	50.0%																																										
区分	補助率																																											
	国	町	受益者																																									
通常	50.0%	35.0%	15.0%																																									
区分	補助率																																											
	国	町	受益者																																									
通常	50.0%	35.0%	15.0%																																									
災害復旧債対象事業	50.0%	40.0%	10.0%																																									
測量試験費は、町が負担する。																																												

農地災害復旧事業資料

○国補助災害において災害復旧債を活用した場合の町負担(溝口町事例)

【国補助災害における事業費の負担割合】



(注)測量試験費は事業費から除いている。

【災害復旧債の借入れ条件(現年債)】

起債対象事業費:災害復旧事業費のうち地元負担額(町負担と住民負担を合わせた額)

起債充当率:起債対象事業費の80%

元利償還額の交付税算入率:95%

災害復旧債制度を活用した場合の町の実質負担:

・町負担額と同額(事業費の35%)を起債で借入れた場合、その95%が元利償還時に交付税で措置されるため、実質的な町負担額は事業費の1.8%である。
($0.35 \times 0.05 = 0.0175 \dots \dots 1.8\%$)

○溝口町の場合、農業は農業は基幹産業であるため、昨今の厳しい農業情勢を鑑み町も一定の負担を行っている。
溝口町は、中山間地でほとんどが急傾斜地であるため、田と他の高低差が大きい畦で、復旧に多大の経費がかかる。このため、通常の補助率では受益者の負担が困難で、復旧を断念し荒廃地が発生する。

(災害復旧債の借入れは、農業災害及び土木災害を合わせて町としての借入額が100万円以上の場合可能)

現行補助制度の地元負担及び町負担比較表

(現行) (単位:円)

区分	国庫補助率	事業費	測量試験費	岸本町		溝口町	
				住民負担	町負担(災害債借入時実質負担)	住民負担	町負担(災害債借入時実質負担)
通常	50%	1,000,000	400,000	900,000	0	150,000	750,000
					(0)		(417,500)
激甚	80%			600,000	0	50,000	550,000
					(0)		(407,500)

(注)測量試験費は災害復旧債の対象事業には含まれない。